

議案第 85 号

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 2 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、提案するものであります。

## 権利の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

1 債権の内容

延長保育利用料

2 債務者

33人

3 放棄する債権額

469,500円

4 放棄の理由

当該債権の消滅時効における5年の時効期間（民法（明治29年法律第89号）第169条）の経過により、裁判手続による執行の方法を利用することが事実上できず、収納が困難であるため

(参 考)

延長保育利用料  
放棄対象債権内訳表

番号	放棄する債権額	利 用 月	備 考
1	10,000 円	平成18年10月～平成19年1月	市内在住
2	7,500 円	平成18年11月, 12月, 平成19年2月	市内在住
3	13,000 円	平成18年11月, 平成19年12月, 平成 20年2月, 8月	市内在住
4	2,500 円	平成18年4月	市内在住
5	30,000 円	平成18年4月～平成19年3月	市内在住
6	30,000 円	平成18年4月～平成19年3月	市内在住
7	111,500 円	平成18年5月～平成21年3月	市内在住
8	10,500 円	平成21年7月～9月	市内在住
9	28,000 円	平成19年12月, 平成20年9月～平成21 年3月	市内在住
10	2,500 円	平成19年2月	市内在住
11	7,000 円	平成19年4月, 5月	市内在住
12	21,000 円	平成19年6月～11月	市内在住
13	21,000 円	平成19年7月, 8月, 12月～平成20年3 月	市内在住
14	3,500 円	平成20年10月	市内在住
15	3,500 円	平成20年10月	市内在住
16	3,500 円	平成20年10月	市内在住
17	3,500 円	平成20年10月	市内在住
18	3,500 円	平成20年10月	所在等不明
19	7,000 円	平成20年10月, 平成21年1月	市内在住
20	10,500 円	平成20年10月, 11月, 平成21年3月	市外転出
21	21,000 円	平成20年10月～平成21年3月	市外転出
22	3,500 円	平成20年12月	市内在住
23	3,500 円	平成20年12月	市内在住

24	3,500円	平成20年12月	市内在住
25	14,000円	平成20年12月, 平成21年1月	市内在住
26	7,000円	平成20年4月, 7月	市内在住
27	56,000円	平成20年9月~平成21年12月	市外転出
28	3,500円	平成21年1月	市外転出
29	3,500円	平成21年2月	所在等不明
30	3,500円	平成21年2月	市外転出
31	3,500円	平成21年3月	市内在住
32	3,500円	平成21年3月	市内在住
33	14,000円	平成21年9月~12月	市外転出

納期限 各利用月の末日 時効期間 5年